

# 個別労働相談

自社の労務管理でお困りのことはございませんか?働き方改革関連法が制定され、残業時間の上限規制、有給休暇の取得の義務化、同一労働・同一賃金の実現などさまざまなことが法律化されました。

残業、賃金、就業規則、労働社会保険などなど疑問に思っていても聞きにくいこと、悩んでいることなど、お気軽にご相談下さい。

日 時

**11月29日(金)**

午前9:00～正午

・相談時間1事業所1時間以内(上限3組)

日 時

**大野商工会議所 相談室**

相談員

特定社会保険労務士  
**島田知明 氏**

申込締切

**11月25日(月)まで**

下記申込書に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申し込み下さい。



お申込み・お問合せ **大野商工会議所 中小企業相談所**

E-mail [soumu@ohnocci.or.jp](mailto:soumu@ohnocci.or.jp) TEL 0779-66-1230 FAX 0779-65-6110

大野商工会議所行  
(FAX 65 - 6110)

## 個別労働相談 申込書

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
氏 名			
希望相談時間 (重なった場合は調整します)	午前9時～ ・ 午前10時～ ・ 午前11時～		
希望相談時間 (該当するものに○をつけてください)	残業・賃金・就業規則・労働社会保険・その他( )		